彦根市いのち支える自殺対策計画

~誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して~

(素案)

平成31年(2019年)1月 彦根市

目 次

はじめに

第1章	計画策定の趣旨等		
1	. 計画策定の背景		
2		•••••	
3	3. 計画の位置づけ		_
4	1. 計画の期間		
5	5. 計画の数値目標	•••••	•••••2
第2章	彦根市の自殺の現	以状	
1	. 彦根市における傾向	句と自殺リスクの高い集団 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2	2. 自殺者数と自殺死亡	亡率の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••••4
3	3. 年代別自殺者数の罰	割合	••••4
	4. 性別の自殺者数の割		
5	5. 年代別、性別の自希	设死亡率と自殺者数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	6. 年代別の自殺死亡	•	
7	7. 自殺者における職業	業別の内訳と有職者と無職者の割合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••••7
8	3. 自殺者における男女	女別の自殺の原因・動機 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••••
Ç). 自殺者における自殺	投未遂歴の有無 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
). 自損行為による救急		
11	. 彦根市自殺未遂者	連絡票の運用件数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
12	2. こころの健康に関す	- る状況	•••••
13	3. 対策が優先されるベ	ごき対象群 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••••10
第3章	自殺対策における	取組	
1	. 自殺対策における基	基本方針	12
((1)生きることの包括的	つな支援として推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
((2)関連施策との有機的	的な連携による総合的な対策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
((3)対応の段階に応じ7	たレベルごとの対策の効果的な連動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	(4)実践と啓発を両輪と		13
((5)関係者の役割の明	確化と関係者による連携・協働の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	2. 施策の体系 ・		13
3	3.5 つの基本施策	•••••	••••14
	基本施策1 地域に	こおけるネットワークの強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••••14
	基本施策2 自殺対	対策を支える人材の育成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••••16
	基本施策3 市民~	への自殺問題の啓発と支援情報の周知 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18

	基本施策4	生きることの仮	足進要因への支	援 ••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • •	• 20
	基本施策5	児童生徒の S	OS の出し方に	関する教育	•••••	• • • • • • • • •		•28
	4.3 つの重点	施策 ••••	• • • • • • • • • • • •		• • • • • • • • • •		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• 30
	重点施策1	高齢者の自殺	対策の推進	• • • • • • •	• • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • •		• 30
	重点施策2	生活困窮者支	で援と自殺対策の	の推進	• • • • • • • •		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• 34
	重点施策3	勤務問題に関	引わる自殺への!	対策の推進	• • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • •	• 36
第4	4 章 自殺対策	策の推進体制		• • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • •		• 39

第1章 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の背景

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過 労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。 自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に 陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また与えら れた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見るこ とができます。

我が国の自殺者数は、平成 10 年(1998 年)以降年間 3 万人を超え、その後も高い水準で推移してきました。このような中、平成 18 年(2006 年)10 月に自殺対策基本法が施行され、それまで「個人的な問題」とされてきた自殺が「社会的な問題」と捉えられるようになり、社会全体で自殺対策が進められるようになりました。施行から 10 年目の平成 28 年(2016 年)3 月には、自殺対策をさらに強化するため自殺対策基本法が改正され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、すべての都道府県および市町村が「地域自殺対策計画」を策定することになりました。

2. 計画策定の趣旨

本市では、自殺対策として自殺未遂者対策、自殺予防の啓発・周知、ゲートキーパーの養成等に取り組んでまいりました。しかしながら、本市における平成25年(2013年)から平成29年(2017年)までの平均自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)は、19.5で全国(18.5)、および滋賀県(17.7)の数値を上回っていること、また、「誰も追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策基本法が改正され、すべての市町村に「地域自殺対策計画」の策定が義務付けられたこと等を踏まえ、「生きることの包括的な支援」として、自殺対策を推進する必要があると考えております。

このような自殺に関する本市の現状や自殺対策を取り巻く社会的情勢を鑑み、改正自殺対策基本法に基づいて作成された「市町村自殺対策計画策定の手引」(厚生労働省)の内容を踏まえ、全庁的な取り組みとして総合的に自殺対策を推進するため、「彦根市いのち支える自殺対策計画」を策定しました。

3. 計画の位置づけ

本計画は、平成28年(2016年)に改正された自殺対策基本法に基づき、国が定めた「自殺総合対策大綱」の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものとし、また本市の最上位計画「彦根市総合計画」の「支え合い社会の推進」に位置づけるともに、他の本市関連計画との整合性を図るものとします。

4. 計画の期間

自殺対策計画は平成31年度(2019年度)から平成35年度(2023年度)までの5か年を計画期間 とし、おおむね5年に1度見直しを行います。

5. 計画の数値目標

自殺対策基本法で示されているように、自殺対策を通じて最終的に目指すのは「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現です。そのためには、対策を通じて実現を目指す具体的な数値目標等を定めるとともに、各々の取組の成果についても検証と評価を行い、必要に応じて取組内容の見直しを図っていく必要があります。

国は、「自殺総合対策大綱」において、「平成38年(2026年)までに自殺死亡率を平成27年(2015年)と比べて30%以上減少させる」ことを目標として定めています。

こうした国の方針を踏まえつつ、本市の計画における当面の目指すべき目標値として、平成 25 年 (2013 年) から平成 29 年 (2017 年) までの平均自殺死亡率 19.5 (平均年間自殺者数 22.0 人) を平成 35 年 (2023 年) までに 15%以上すなわち平成 30 年 (2018 年) から平成 34 年 (2022 年) までの 平均死亡率を 16.6 (平均年間自殺者数 18.7 人) に減少させることを目指します。

	平成 29 年(2017 年)	平成 35 年(2023 年)
	現状値	目標値(現状地から 15%以上減)
自殺死亡率 (人口 10 万人対)	19.5	16.6
自殺者数	22.0	18.7
	平成 25 年~平成 29 年平均値 (2013 年~2017 年)	平成 30 年~平成 34 年平均値 (2018 年~2022 年)

※自殺死亡率および自殺者数は5年間の平均値である

第2章 彦根市の自殺の現状

1. 彦根市における傾向と自殺リスクの高い集団

【彦根市における傾向】

- ① 平成 22 年(2010年)から平成 29 年(2017年)まで 8 年間の自殺者数の合計は 173 人で、1年間に平均 21.6 人が自殺で死亡しています。
- ② 自殺者数・自殺死亡率ともに年によりばらつきがありますが、平成 25 年(2013 年)は自殺者数 32 人、自殺死亡率も 28.5 と近年では最も高い状況でした。

自殺者数は、平成 26 年 (2014 年) にはいったん減少し、その後平成 27 年 (2015 年)、平成 28 年 (2016 年) は自殺者数 20 人を超えていましたが、平成 29 年 (2017 年) は 11 人と減少しました。 自殺死亡率を全国と比較すると、平成 22 年 (2010 年) から平成 24 年 (2012 年) および平成 26 年 (2014 年)、平成 29 年 (2017 年) は彦根市のほうが低いですが、平成 25 年 (2013 年)、平成 27 年 (2015 年)、平成 28 年 (2016 年) は彦根市のほうが高い状況でした。

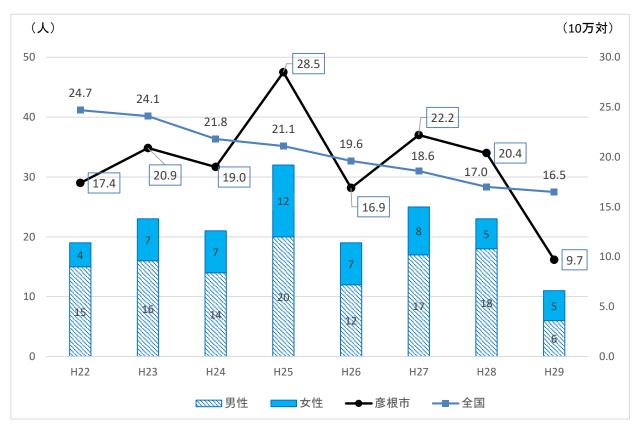
- ③ 年代別に自殺者数をみると、全国と比較して、30歳代までの割合は全国より低くなっていますが、 逆に 40~60歳代では、彦根市の方が割合が高くなっています。
- ④ 自殺者数を性別にみると、男性が66%、女性が34%と男性の割合が多くなっています。
- ⑤ 性別と年代別と合わせてみると、男性の自殺者数は、40歳代、50歳代が多く、また自殺死亡率は80歳代、50歳代が多くなっています。女性では、自殺者数および自殺死亡率ともに60歳代が最も多くなっています。
- ⑥ 年代別の自殺死亡率をみると、全国と比べて高いのは、男女ともに 40 歳代、50 歳代、60 歳代および 80 歳代です。逆に低いのは男女とも 20 歳未満、20 歳代、30 歳代、70 歳代です。
- ⑦ 有職者(自営業・家族従業者、被雇用者・勤め人)と無職等(失業者、その他無職、年金等生活者等)の比率は男性では35対65、女性では、14対86です。
- ⑧ 男女ともに、失業者とその他無職者の占める割合が、およそ3割となっています。
- ⑨ 自殺の原因・動機では、男女とも健康問題が最も多く、次いで男性では経済・生活問題、家庭問題、一方女性では家庭問題、勤務問題となっています。
- ⑩ 自殺者の4人に1人は自殺未遂歴があります。

2. 自殺者数と自殺死亡率の推移

平成 22 年 (2010 年) から平成 29 年 (2017 年) までの自殺者数の合計は 173 人で、1 年間に平均 21.6 人が自殺で死亡しています。自殺者数・自殺死亡率ともに年によりばらつきがあり、平成 25 年 (2013 年) は自殺者数 32 人、自殺死亡率も 28.5 と近年では最も高い状況でした。平成 26 年 (2014 年) にはいったん減少し、その後平成 27 年 (2015 年)、平成 28 年 (2016 年) は自殺者数 20 人を超えていましたが、平成 29 年 (2017 年) は 11 人と減少しました。自殺死亡率を全国と比較すると、平成 22 年 (2010 年) から平成 24 年 (2012 年) および平成 26 年 (2014 年)、平成 29 年 (2017 年) は 彦根市のほうが低いですが、平成 25 年 (2013 年)、平成 27 年 (2015 年)、平成 28 年 (2016 年) は 彦根市のほうが高い状況でした。

図1:自殺者数(彦根市)と自殺死亡率(彦根市、全国)の推移



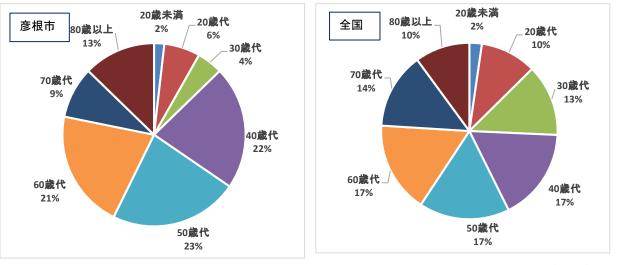


自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2018)」より

3. 年代別自殺者数の割合

年代別に自殺者数を見てみると、全国と比較して、30歳代までの割合は全国が25%、彦根市が12%と彦根市のほうが少なくなっています。逆に40~60歳代を見てみると、全国が51%、彦根市が66%と彦根市のほうが割合が高くなっています。70歳代では、全国に比べて彦根市のほうが割合が少なくなっています。

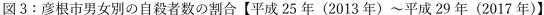
図 2:年代別自殺者数の割合【平成 25年 (2013年) ~平成 29年 (2017年)】

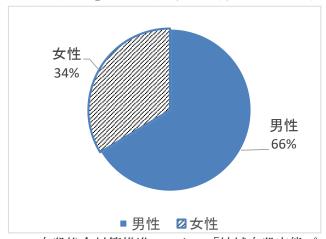


自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル (2017)」より

4. 性別の自殺者数の割合

自殺者数を性別にみてみると、男性が66%、女性が34%と男性の割合が多くなっています。





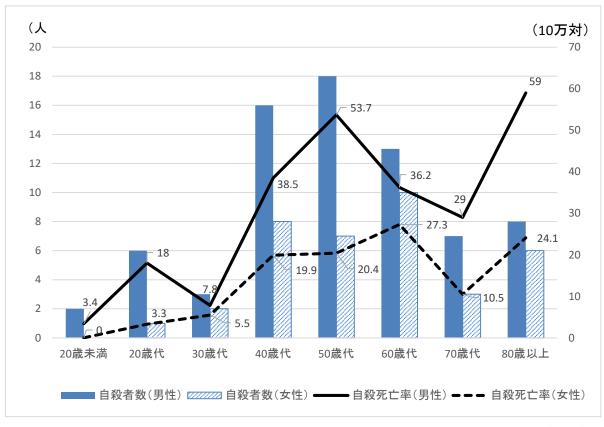
自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル (2018)」より

5. 年代別、性別の自殺死亡率と自殺者数

性別と年代別と合わせてみると、50歳代男性が最も多く、次いで40歳代男性、60歳代男性となっています。女性では、60歳代が最も多くなっています。

自殺死亡率をみると、男性の80歳代と50歳代が高くなっています。

図 4: 彦根市年代別、性別の自殺死亡率と自殺者数【平成 25年 (2013年) ~平成 29年 (2017年)】

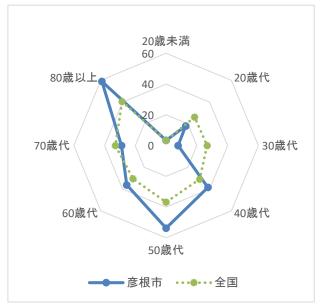


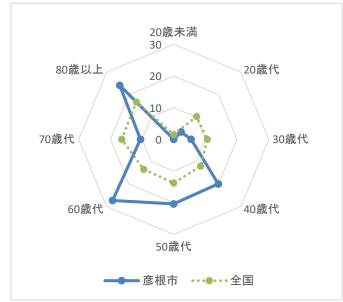
自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2018)」より

6. 年代別の自殺死亡率

年代別の自殺死亡率について、全国と比べて高いのは、男女とも 40 歳代、50 歳代、60 歳代、80 歳代となっています。逆に低いのは男女とも 20 歳未満、20 歳代、30 歳代、70 歳代となっています。

図 5:年代別自殺死亡率 (彦根市、全国) 【平成 25年 (2013年) ~平成 29年 (2017年)】





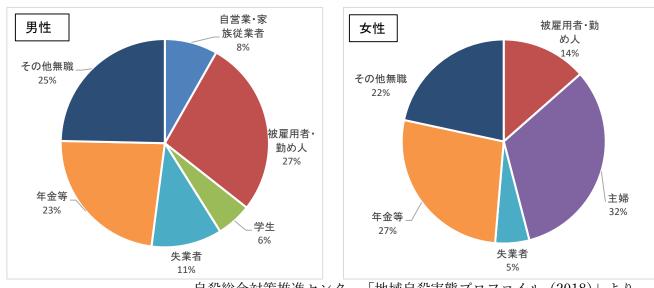
自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル (2018)」より

7. 自殺者における職業別の内訳と有職者と無職者の割合

彦根市の自殺者の有職者(自営業・家族従業者、被雇用者・勤め人)と無職者(失業者、その他無 職、年金等生活者等)の比率は男性では35対59、女性では、14対54となっています。

男女ともに、失業者とその他無職者の占める割合が、およそ3割となっています。

図 6: 彦根市男女別の職業別内訳の割合【平成 25年(2013年)~平成 29年(2017年)】

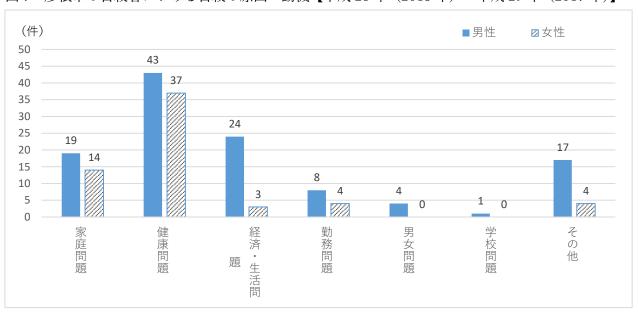


自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル (2018)」より

8. 自殺者における男女別の自殺の原因・動機

彦根市の自殺者における自殺の原因・動機をみると、男性では健康問題、経済・生活問題、家庭問 題の順で多くなっています。一方女性では、健康問題、家庭問題、勤務問題となっています。男女と も健康問題が最も多い原因・動機になっています。



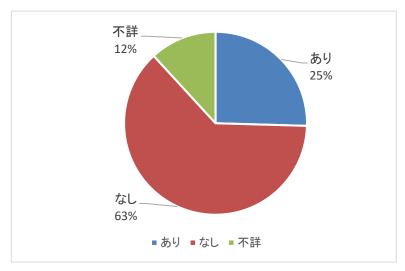


警察庁「自殺統計」より

9. 自殺者における自殺未遂歴の有無

彦根市では未遂歴のある人が自殺者数の 25%を占めており、自殺者の 4 人に 1 人は自殺未遂歴があります。

図8:彦根市自殺者における自殺未遂歴の有無【平成25年(2013年)~平成29年(2017年)】



自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル (2018)」より

10. 自損行為による救急搬送件数

彦根市消防本部が自損行為による救急出場件数および搬送件数は、年によって変動はありますが、 およそ 40 件から 50 件あります。

図9:彦根市における自損行為による救急搬送件数

	出場件数	搬送件数
平成 25 年 (2013 年)	69	47
平成 26 年 (2014 年)	67	51
平成 27 年 (2015 年)	59	39
平成 28 年 (2016 年)	63	48
平成 29 年 (2017 年)	43	32

彦根市消防本部 「救急統計」より

11. 彦根市自殺未遂者連絡票の運用件数

彦根市では、平成23年(2011年)から自殺未遂者相談窓口連絡票の運用による自殺未遂者支援事業を実施しています。彦根市立病院を自傷行為で救急搬送・受診された人について、市に報告があります。同意が得られた人には、障害福祉課から電話連絡や家庭訪問等で自殺未遂に至った背景の確認等を行い、必要な相談窓口や受診等の支援につなげています。また平成29年(2017年)12月からは

湖東圏内の救急告示病院でも運用が開始されています。

運用件数は、年間40件前後で、そのおよそ半数に同意が得られ、支援を行っています。

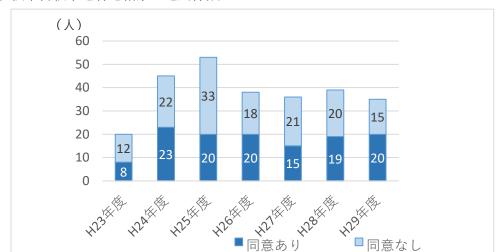


図 10: 彦根市自殺未遂者連絡票の運用件数

彦根市自殺未遂者対策ネットワーク会議資料より

12. こころの健康に関する状況

平成 27 年度(2015 年度)の滋賀の健康・栄養マップ調査によると、「この 1 か月に不満、悩み、苦労などによるストレスなどがあったか」について、男性では 69.7%、女性では 73.2%の人が「大いにある」または「多少ある」と答えています。年代別に見ると、男性では 40 歳代、50 歳代、女性では20 歳代から50 歳代までが「大いにある」または「多少ある」と答えている人の割合が高くなっています。

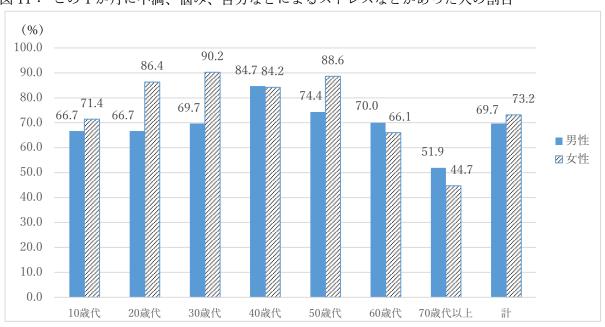


図11: この1か月に不満、悩み、苦労などによるストレスなどがあった人の割合

平成27年度(2015年度)の滋賀の健康・栄養マップ調査より

また、「いつもとっている睡眠で休息が十分とれているか」について、「あまりとれていない」または「全くとれていない」と答えた人は男性では 27.1%、女性では 28.9%でした。年代別に見ると、男性では 10 歳代、30 歳代、女性では 10 歳代、30 歳代、40 歳代が「あまりとれていない」または「全くとれていない」と答えている人の割合が高くなっています。

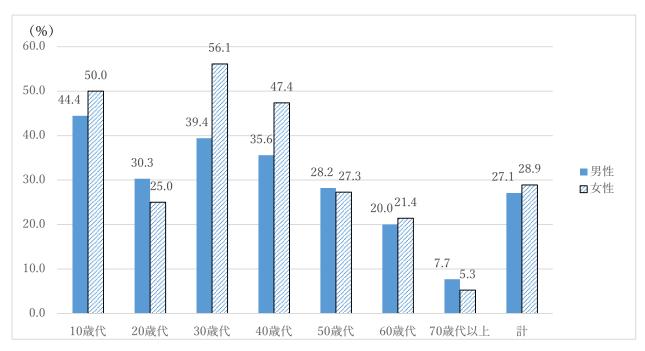


図 12:いつもとっている睡眠で休息が十分とれていない人の割合

平成27年度(2015年度)の滋賀の健康・栄養マップ調査より

13. 対策が優先されるべき対象群

本市の自殺者数は平成 25 年 (2013 年) から平成 29 年 (2017 年) の合計 110 人 (男性 73 人、女性 37 人)(自殺統計(自殺日・住居地))であり、市における自殺リスクの高い集団は次のとおりです。

- ① 集団 I:自殺者数が最も多いのは、60歳以上の男性無職者で、同居人のいる人です。平成25年(2013年)から平成29年(2017年)の5年間の自殺者数は17人(自殺死亡率は43.5)で、全体の15.5%を占めています。
- ② 集団 II: 次に自殺者数が多いのは、60歳以上の女性無職者で、同居人のいる人です。平成25年(2013年)から平成29年(2017年)の5年間の自殺者数は15人(自殺死亡率は24.1)で、全体の13.6%を占めています。
- ③ 集団III: 次いで多いのは、40~59歳の男性無職者で、同居人のいる人です。平成25年(2013年)から平成29年(2017年)の5年間の自殺者数は13人(自殺死亡率は388.8)で、全体の11.8%を占めています。
- ④ 集団IV:4番目に多いのは、40~59歳の男性有職者で、同居人のいる人です。平成25年(2013年)から平成29年(2017年)の5年間の自殺者数は12人(自殺死亡率は20.5)全体の10.9%を占

めています。

⑤ 集団V:5番目に多いのは、 $40\sim59$ 歳の女性無職者で、同居人のいる人です。平成 25 年(2013年)から平成 29 年(2017年)の5年間の自殺者数は9人(自殺死亡率は24.7)で、全体の8.2%を占めています。

図 11: 彦根市の自殺の特徴

地域の主な自殺の特徴

特別集計(自殺日・住居地、【平成25年(2013年)~平成29年(2017年)合計】)

上位5区分	自殺者数 5 年計	割合	自殺死亡率 (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1 位:男性 60 歳以上無職同居	17	15.5%	43.5	失業 (退職) →生活苦+介護の悩み (疲れ) +身体疾患→自殺
2 位:女性 60 歳以上無職同居	15	13.6%	24.1	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
3 位:男性 40~59 歳無職同居	13	11.8%	388.8	失業→生活苦→借金+家族間の不和→う つ状態→自殺
4 位:男性 40~59 歳有職同居	12	10.9%	20.5	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み +仕事の失敗→うつ状態→自殺
5 位:女性 40~59 歳無職同居	9	8.2%	24.7	近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病 →自殺

[※]順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺率の高い順とした。

※「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013(ライフリンク)を参考に記載されている。

[※]自殺率の母数(人口)は平成 27 年(2015 年)国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計 した。

第3章 自殺対策における取組

1. 自殺対策における基本方針

国の「自殺総合対策大綱」を踏まえて、本市では以下の5点を自殺対策における「基本方針」とします。

【基本方針】

- (1) 生きることの包括的な支援として推進
- (2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開
- (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- (4) 実践と啓発を両輪として推進
- (5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

(1) 生きることの包括的な支援として推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」が上回ったときに自殺リスクが高まるとされています。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、地域において「生きる支援」に関するあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

(2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が、地域で安心して生活を送れるようにするには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の関係者や組織が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様の連携の取組が展開されています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる関係者がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

特に、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などとの連携を推進することや、 医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な保健医療福祉サービスを受けられるようにすることが重要です。

(3)対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策は、自殺のリスクを抱えた個人等に支援を行う「対人支援のレベル」、支援者や関係機関同

士の連携を深めていくことで、支援の網からこぼれる人を生まないようにする「地域連携のレベル」、 さらには支援制度の整備等を通じて、自殺に追い込むことのない地域社会の構築を図る「社会制度の レベル」という、3つのレベルに分けることができます。それぞれのレベルにおける取組を強力に、 かつ総合的に推進することが重要です。

また、時系列的な対応としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」の3つの段階が挙げられ、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。

さらに、「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、学校では今後、児童生徒等を対象に、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」を推進することも重要とされています。

(4) 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景は周囲の人には理解されにくいのが実情です。そのため、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行うことが重要です。

あらゆる市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぐとともに、そうした専門家と協力しながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが必要です。

(5)関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

自殺対策を通じて「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、本市だけでなく、国や県、他の市町村、関係団体、民間団体、企業、そして市民一人ひとりが連携・協働し、一体となって自殺対策を推進していく必要があります。そのため、それぞれが果たすべき役割を明確にするとともに、その情報を共有したうえで、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

自殺対策を通じて「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を目指すには、この地域で暮らす私たち一人ひとりが一丸となって、それぞれができる取組を進めていくことが重要です。

2. 施策の体系

本市の自殺対策は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全市町村が共通して取組むべきとされる「基本施策」と、本市の自殺の実態を踏まえた「重点施策」で構成されています。

「基本施策」は、「地域におけるネットワークの強化」や「自殺対策を支える人材の育成」等、地域で自殺対策を推進していく基盤となる取組です。そのため「事前対応」「危機対応」「事後対応」「事前対応の更に全段階での取組」のすべての段階におよび、分野的にも「実践」と「啓発」の両方を網羅した、幅広い内容となっています。

一方で「重点施策」は、本市における自殺のハイリスク層である高齢者と、自殺のリスク要因であ

る生活問題や勤務問題に焦点を絞り、取組をまとめています。行政の縦割りの壁を越えた様々な施策 を結集させ、一体的かつ包括的な施策となっています。

なお、市の事業だけでなく、様々な関係機関、地域の民間団体とも連携することで、本市の自殺対 策を「生きることの包括的な支援」として、地域全体で推進していきます。

図 : 彦根市における自殺対策と関連の「生きる支援」施策の体系

3つの「重点施策」

彦根市における自殺のハイリスク群と

自殺のリスク要因に沿った取組

高齢者の 自殺対策の推進 生活困窮者支援と 自殺対策の推進

勤務問題に関わる 自殺への対策の推進

5つの「基本施策」

地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取組

地域におけるネット ワークの強化

自殺対策を支え る人材の育成

市民への自殺問題の啓 生きることの促進 発と支援情報の周知

要因への支援

児童生徒のSOSの 出し方に関する教育

生きる支援関連施策

様々な分野における「生きることの包括的な支援」の取組

3.5つの基本施策

5つの基本施策とは、地域で自殺対策を推進するうえで欠かすことのできない取組、すなわち「地 域におけるネットワークの強化」「自殺対策を支える人材の育成」「市民への自殺問題の啓発と支援情 報の周知」「生きることへの促進要因への支援」「児童生徒の SOS の出し方に関する教育」です。

これらの各施策を連動させつつ、総合的に推進することで本市の自殺対策の基盤を強化します。

【基本施策1】地域におけるネットワークの強化

自殺対策の推進にあたって基盤となるのが、地域におけるネットワークです。これには、自殺対策 に特化したネットワークの強化だけでなく、他の目的で地域に展開されているネットワーク等と自殺 対策との連携の強化も含みます。

(1) 地域における連携・ネットワークの強化

担当課	事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点
障害福祉課	彦根市いのち支える	彦根市総合計画に基づく支えあい社会の推進	推進会議を設置するこ
	自殺対策推進会議	に関する施策のうち、自殺対策に関する事項	とにより、計画を総合
		について調査・審議するため、関係機関、民間	的、効果的に実施するこ
		団体等で構成する自殺対策推進会議を開催し	とができる。
		ます。	

担当課	事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点
社会福祉課	我が事・丸ごとの地域づ	「福祉まるごと連携」の推進に向け、複合的	相談対応や課題の解決
彦根市社会	くり推進事業	な課題を抱える個人・世帯の困りごとや相談	に向けたネットワーク
福祉協議会		を受け止め、多職種・多機関連携のネットワ	や仕組みを構築するこ
		ークにより、課題の解決を図っていくための	とで、自殺対策を含む
		体制や仕組み作りに取り組みます。	様々な課題に対応でき
			る。

(2) 庁内における連携・ネットワークの強化

担当課	事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点
障害福祉課	彦根市自殺対策推進	彦根市における自殺対策を効果的に実施する	庁内会議を設置するこ
	庁内会議	ため、関係者が自殺対策についての情報を共	とにより、全庁的にかつ
		有し、連携した取組を行う庁内会議を開催し	効果的に自殺対策を実
		ます。	施することができる。

(3) 特定の問題に関する連携・ネットワークの強化

担当課	事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点
子ども・	彦根市子ども・若者支援	子ども・若者に対して、様々な関係機関・団体	会議の中で、青少年の自
若者課	地域協議会の設置・運営	が効果的かつ円滑的および包括的な支援を図	殺リスクや対策につい
		るため、「彦根市子ども・若者支援地域協議	て情報提供を行うこと
		会」を開催し、情報交換、連絡調整、体制の整	により、現状と取り組み
		備の協議、調査・研究および広報・啓発を行い	の理解を得る機会にな
		ます。	る。
子育て	児童虐待防止対策事業	児童虐待の早期発見や養育者への支援が効果	虐待や不適切な養育環
支援課		的、連続的、統合的に行われるよう、彦根市要	境など問題を抱える家
		保護児童対策地域協議会が中心になって児童	庭を支援する中で自殺
		虐待防止対策の取組を進める。	のリスクに気づき、必要
			な支援につなぐことで、
			自殺リスクを軽減でき
			る。
障害福祉課	湖東地域障害者自立支	障害のある人が安心して暮らせるよう、医療・	医療や福祉等の関係機
	援協議会	保健・福祉・教育および就労に関係する機関	関で構成されるネット
		とのネットワーク構築や、関係機関との連携	ワークは自殺対策を展
		を図ります。	開するうえでも基盤と
			なり得る。

		現状値	目標値
主な施策分野	指標の内容	(平成 29 年度)	(平成 35 年度)
		(2017 年度)	(2023 年度)
【基本施策1】			
地域におけるネット	彦根市いのち支える自殺対策推進会議開催回数	_	年1回以上
ワークの強化			

【基本施策2】 自殺対策を支える人材の育成

地域におけるネットワークはそれを担う人材がいて初めて機能します。そのため、自殺対策を支える人材育成は、対策を推進するうえでの基礎となる重要な取組です。様々な専門家や関係者だけでなく、身近な地域で支え手となる市民に対しても、研修等を開催することで、地域ネットワークの担い手・支え手となる人材を幅広く育成します。

(1) 市民を対象とした研修による人材育成

担当課	事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点
障害福祉課	ゲートキーパー養成	ゲートキーパーとは、様々な問題を抱え、自	地域で活動する人がゲ
		殺を考えている人の存在に気づき、声をかけ、	ートキーパーの役割を
		話を聴いて、必要な支援や相談へとつなぎ見	担うことで、自殺の危険
		守る役割を担います。そのゲートキーパーを	を示すサインに気づき、
健康推進課 	健康推進員養成講座 	養成するための出前講座を市民向けに開催	必要な支援につなぐこ
		し、地域における対策の支え手を育成するこ	とができる。
		とで、見守り体制の強化を図ります。	
彦根市社会	 見守り合い活動出前	また、日常的に地域住民に対する見守り活動	
		等に尽力している民生委員児童委員、健康推	
福祉協議会	講座	進員、認知症サポーター、ボランティア等に	
	ボランティア講座 	対する養成講座も行います。の育成を進めま	
		す。	

(2) 様々な職種を対象とする研修

担当課	事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点
障害福祉課	市職員向けのゲート	自殺のリスクを抱えた市民を早期に発見し、	市職員がゲートキーパ
社会福祉課	キーパー養成講座	支援につなぐ役割を担える人材を育成するた	ーの役割を担うことで、
ほか		めに、自殺対策推進庁内会議や生活困窮者相	自殺の危険を示すサイ
		談推進委員会等の機会を活用し、市職員を対	ンに気づき、必要な支援
		象として自殺対策に関する研修を行います。	につなぐことができる。

担当課	事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点
障害福祉課	地域包括支援センター	自殺のリスクを抱えた市民を早期に発見し、	地域包括支援センター
ほか	(介護支援専門員) 向け	支援につなぐ役割を担える人材を育成するた	職員等がゲートキーパ
	のゲートキーパー研修	めに、会議や研修などの機会を活用し、ゲー	-の役割を担うことで、
		トキーパー養成研修を行います。	自殺の危険を示すサイ
			ンに気づき、必要な支援
			につなぐことができる。
彦根市社会	相談機関交流会	多職種・多機関連携の推進と相談におけるス	福祉関係職員が、ゲート
福祉協議会		キルアップを図るとともに、自殺のリスクを	キーパーの役割を担う
		発見し、支援につなげる役割が担えるよう研	ことで、自殺の危険を示
		修を行います。	すサインに気づき、必要
			な支援につなぐことが
			できる。

(3) 学校教育に関わる人への研修

担当課	事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点
人権教育課	小中学校人権教育推進	教職員および各校園内において人権研修を実	教職員および各校園内
	事業	施するとともに、人権教育研究その他の活動	において人権研修を実
		を通じ、市内幼稚園・こども園および小中学	施する際、ゲートキーパ
		校における人権教育の推進を図ります。	- 養成の内容を入れる
			ことで、自殺の危険を示
			すサインに気づき、必要
			な支援につなぐことが
			できる。
学校教育課	生徒指導総合推進事業	生徒指導関係の各連絡協議会に参加し、市内	生徒指導関係者の研修
		で研修会や協議会を実施し、各校の生徒指導	会を実施する際、ゲート
		の充実を図りますいじめ指導者研修会は、文	キーパー養成の内容を
		部科学省が全国ブロック毎に開催していま	入れることで、自殺の危
		す。	険を示すサインに気づ
			き、必要な支援につなぐ
			ことができる。

		現状値	目標値
主な施策分野	指標の内容	(平成 29 年度)	(平成 35 年度)
		(2017年度)	(2023 年度)
【基本施策2】			.
自殺対策を支える人	ゲートキーパー研修開催回数	市民 1回	市民 3回
材の育成		様々な職種 2回	様々な職種 5回

【基本施策 3】市民への自殺問題の啓発と支援情報の周知

地域のネットワークを強化し、相談体制を整えても、市民が相談機関や相談窓口の存在を知らなければ、それらの制度は活用されません。そこで市民との様々な接点を活かして相談機関等に関する情報を提供するとともに、市民が自殺対策について理解を深める機会を増やします。特に、国の定める3月の自殺対策強化月間や9月の自殺予防週間においては、地域の広報媒体や図書館等施設と連携し、地域全体への啓発や相談先情報の周知を図ります。また、心身の健康づくりについての情報提供を行い、ストレスの回避、解決能力の向上を図ります。

(1) リーフレット・啓発グッズの作成と周知

担当課	事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点
健康推進課	自殺予防に関する啓発	3 月の自殺対策強化月間や 9 月の自殺予防週	自殺予防に関する情報
障害福祉課		間の周知のため、市の各施設や支所出張所等	提供や相談窓口等の周
		にのぼり旗等の掲示や啓発資材の設置を行い	知を行い、自殺予防を図
		ます。また県とタイアップして街頭啓発を行	る。
		います。	
障害福祉課	様々な相談先の情報周	庁内の各種相談窓口や様々なイベント開催時	自殺に関する相談窓口
	知	に、こころや体の不調、労働、生活等における	の周知を行い、相談につ
		様々な悩みの相談窓口を掲載したリーフレッ	なげ、自殺予防を図る。
		トを配布し、市民に広く情報周知を図ります。	
健康推進課	こころの健康づくりの	3月の自殺対策強化月間や10月の自殺予防週	自殺予防に関する情報
	啓発	間にあわせて、図書館に特設コーナーを設け	提供や相談窓口等の周
		て関連資料等の展示や啓発資材の設置を行い	知、こころの健康づくり
		ます。	の啓発を行い、自殺予防
			を図る。
障害福祉課	自殺予防に関する啓発	こころの健康や自殺対策に関するリーフレッ	自殺予防に関する情報
健康推進課		トを企業訪問や薬局等に配布し、啓発を行い	提供や相談窓口等の周
		ます。	知を行い、自殺予防を図
			る。

担当課	事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点
彦根市社会	見守り合いハンドブッ	地域における見守り活動を進めるにあたって	自殺予防に関する情報
福祉協議会	ク・相談機関一覧の	のポイントや困りごとのある人の相談機関一	提供や相談窓口等の周
	作成および啓発・周知	覧を作成し、啓発および周知を行います。	知を行い、自殺予防を図
			る。

(2) 市民向けの講演会・イベント等の開催

担当課	事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点
障害福祉課	各種研修会、イベント等	人権のまちづくりフェスタや見守り合いフォ	様々な研修や講演会等
健康推進課		ーラム等、各種イベント時にこころの健康や	を通じて自殺問題に対
彦根市社会		自殺に関する正しい知識の普及啓発を行いま	する市民の理解と啓発
福祉協議会		す。	を図る。
等			
健康推進課	「ひこね元気計画 21	地域からの要請によるメンタルヘルス、心の	市民の心の健康や自殺
	(第2次)」推進事業	健康に関する健康教室を行い、こころの健康	に関する理解の促進を
		や自殺に関する正しい知識の普及啓発を行い	図る。
		ます。	

(3) メディアを活用した啓発活動

担当課	事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点
障害福祉課	自殺予防・こころの健康	広報ひこねに、3月の自殺強化対策月間や9月	市民への自殺対策の周
健康推進課	づくりに関する啓発	の自殺予防週間に併せて、自殺対策・こころ	知・こころの健康づくり
		の健康づくり関連の情報を掲載することによ	の理解の促進と啓発を
		り、市民への施策の周知と理解の促進を図り	図る。
		ます。	
障害福祉課	自殺予防・こころの健康	エフエムひこねコミュニティ放送を活用し	自殺予防に関する情報
健康推進課	づくりに関する啓発	て、自殺予防・こころの健康づくり啓発を行	提供や相談窓口等の周
		います。	知、こころの健康づくり
			の啓発を行い、自殺予防
			を図る。
障害福祉課	自殺予防・こころの健康	自殺関連の情報やこころの健康づくりの正し	自殺予防やこころの健
健康推進課	づくりに関する啓発	い知識の普及のため、彦根市ホームページを	康づくりに関する情報
		適宜更新します。	提供や相談窓口等の周
			知を行い、自殺予防を図
			3.

		現状値	目標値	
主な施策分野	指標の内容	(平成 29 年度)	(平成 35 年度)	
		(2017年度)	(2023 年度)	
【基本施策 3】	睡眠による休養を十分とれていない人の割	男性 27.1%	男性 23%以下	
市民への自殺問題の啓	合の減少(※滋賀の健康・栄養マップ調査	方住 27.1% 女性 28.9%	7.,	
発と支援情報の周知	(平成 27 年度(2015 年度))	女性 28.9%	女性 24%以下	

【基本施策 4】生きることの促進要因への支援

「生きることの促進要因」よりも「生きることの阻害要因」が上回ったとき、自殺に追い込まれる 危険性が高まります。そのため、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促 進要因」を増やす取組を行うことで、自殺リスクを低下させる必要があります。そのため、様々な分 野において「生きることの促進要因」の強化につながる様々な取組を推進していきます。

(1) 自殺のリスクを抱える人への支援

担当課	事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点
障害福祉課	自殺に関する相談	自殺のリスクを抱える人や家族、または庁内	自殺に関する相談を受
		関係課や関係機関からの相談を受け、必要に	け、必要な支援につなげ
		応じて相談窓口や精神科医療機関の紹介、関	ることで、自殺のリスク
		係機関への情報提供や連携等の対応を行いま	の軽減につながる。
		す。	
学校教育課	不登校対策事業	不登校など、様々な問題を抱える児童生徒お	様々な問題を抱える児
		よびその家族に対して、専門的な知識・経験	童生徒や保護者は、自殺
		を有する「スクールカウンセラー」「スクール	リスクを抱えている可
		ソーシャルワーカー」 を市内の学校に派遣し、	能性がある。スクールソ
		相談の実施、関係機関との連携を図る等の対	ーシャルワーカーによ
		応を行います。	る関係機関と連携した
			支援は自殺リスクの軽
			減にもつながる。
教育研究所	ともづなカウンセリン	不登校をはじめとする様々な学校不適応の未	不登校の子どもやその
	グ事業	然防止と早期対応のため、「訪問教育相談員」	家族は様々な問題や自
		を市内各幼小中学校園に配置したり、「とも	殺リスクを抱えている
		づな教育相談」を実施して、幼児児童生徒や	可能性もあり、訪問教育
		保護者に対してきめ細かな相談援助にあたり	相談員やともづな教育
		ます。	相談等と連携すること
			で、きめ細かな相談援助
			にあたることができる。

担当課	事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点
教育研究所	悩みの相談活動事業	18才未満の児童生徒やその保護者から、学校生活の悩みや子育ての不安等について電話 相談に応じます。	学校以外の場で相談で きる場を提供すること で、気軽に相談でき、問 題の解決を図れる。
子ども・若者課	彦根市子ども・若者総合 相談センター運営事業 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事 業	生きづらさのある子ども・若者(概ね 39 歳まで)に対して「子ども・若者総合相談センター」を設置して、その相談に応じ、関係機関の紹介や必要な情報の提供および助言を行います。さらに、「子供の貧困対策」に関わるコーディネーター(子ども応援コーディネーター)を配置し、総合的な相談や、支援のコーディネート、関係機関との連絡調整、関連情報の提供等を行います。	相談を受ける中で、自殺リスクのある人に気づき、必要な支援、相談窓口につなぐことができる。
発達支援 センター	発達についての相談	発達に関して心配のある子どもとご家族の相談を受けます。また、発達障がいのある人やその心配をされている人、またはそのご家族の相談を受け、関係機関と連携を図り、必要な支援を一緒に考えます。	発達に関して専門家が 相談に応じることで、本 人・保護者の不安や心配 事の軽減につながる。
社会福祉課	民生委員・児童委員 活動	民生委員・児童委員による地域の相談活動や 見守り活動を通じて、一人暮らしの不安、介 護についての困りごと、子育て上の不安等 様々な問題を抱えた対象者の早期発見と対応 に努めます。	地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげることができる。
子育て支援課	配偶者暴力相談事業	配偶者や同居人等の恋人等の親密な関係の相手からの暴力に関する相談や支援、適切な機関へつなぐ等の対応を行います。	配偶者等のからの暴力を受けるという経験は自殺のリスクとなるため、相談を実施し、安全の確保を図り、各種機関につなげることで、自殺のリスクを軽減する。

担当課	事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点
生活環境課	消費生活推進事業	消費生活上の悩み、問題を抱える人に対して、	消費生活に関する相談
		専門の知識をもった消費生活相談員が相談を	をきっかけに、抱えてい
		実施し、消費者保護に関する総合的な施策を	る問題を把握・対応する
		行うとともに、必要な場合は適切な機関へつ	ことで、自殺リスクの軽
		なぐ対応を行います。	減が図る。
企画課	男女共同参画の推進に	市民が抱える男女共同参画に関わる様々な悩	相談を受ける中で、自殺
	関する相談業務	み相談に対応します。	リスクを抱える人に気
			づき、適切な相談支援に
			つなぐことができる。
障害福祉課	障害者基幹相談支援	精神障害を含む障害福祉に関する問題や障害	障害者やその家族の相
	センター	者虐待について、相談に応じ、必要な支援、関	談窓口となるので、抱え
		係機関との連絡調整、その他の障害者等の権	ている問題や自殺リス
		利擁護のために必要な相談支援を行います。	クに気づき、適切な相談
			支援につなげる。
障害福祉課	障害者福祉推進員	障害者(精神障害者を含む)やその家族から	障害のある人やその家
		の相談に応じるとともに、障害者の自立と社	族の相談を受ける中で、
		会参加についての市民の理解の促進等、障害	自殺のリスクのある人
		者の福祉の向上を促すための支援を行いま	に気づき、必要な相談支
		す。	援つなぐことができる。
人事課	メンタルカウンセリン	健康相談やメンタルカウンセリング等の機会	自殺対策および生きる
	グ業務	を通じて、職員の心身面における健康の維持	包括的な支援を行う職
		増進を図ります。	員のメンタル面をサポ
			ートする。
保健体育課	学校保健管理事業	学校保健安全法に基づく健康診断、各種検診	児童、生徒や教職員の心
		等を実施するとともに、養護教諭の専門性を	身の健康面をサポート
		高めるためのヘルスカウンセリング研修会を	することで、必要な支援
		開催する等、児童、生徒ならびに教職員の健	につなぐことができる。
		康増進を図ります。	
彦根市社会	心配ごと相談	あらゆる悩みや困り事の相談を受け、関係機	自殺のリスクとなる
福祉協議会		関と連携を図り、必要な支援に繋ぎます。ま	様々な問題についての
		た、法律相談が必要な場合は無料法律相談に	相談の機会を通じて、支
		つなぎ、より専門的な相談支援を行います。	援に繋げることで、自殺
			対策につながる。

担当課	事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点
彦根市社会	なんでも相談会	高齢者や障害者、およびその家族等が抱える	自殺のリスクとなる
福祉協議会		様々な困りごとについて、専門職が総合的に	様々な問題についての
		相談を受け、支援に繋ぐことで自殺リスクの	相談の機会を通じて、支
		軽減を図ります。	援に繋げることで、自殺
			対策につながる。
彦根市社会	地域におけるにおける	自治会等における集いの場や訪問活動等を通	自殺のリスクとなる問
福祉協議会	見守り合い活動	して、体調の異変や心配事の把握に気づき、	題に気づき、適切な相談
		関係者で共有する「見守り合い活動」を行い、	や支援につなげる。
		早期に適切な相談や支援へとつなぎます。	

(2) 居場所づくり

担当課	事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点
子ども・	若者サロン運営事業(逓	生きづらさを抱えた若者に寄り添う居場所	生きづらさを抱えた若
若者課	信サロン)等	(サロン)を開設する。地域の中で、子ども・	者たちに寄り添う居場
		若者が社会への一歩を踏み出す場所となる居	所(悩みを抱えた若者を
		場所づくりを行います。	把握する、関係職員にゲ
			ートキーパーの役割を
			担ってもらえる)
子ども・	子ども・若者を応援する	子どもの貧困等社会生活を営む上で困難を抱	子どもが安心して気軽
若者課	ひとづくり・地域づくり	える子ども・若者を応援する市民や NPO 等の	に立ち寄ることのでき
	事業	活動等(子ども食堂や学べる場などの地域活	る地域の身近な居場所
		動等)について、地域資源の掘り起こしおよ	(悩みを抱えた子ども
		び新たな地域資源の形成を図っていくため、	を把握する、関係職員に
		人材育成から継続的な活動支援までトータル	ゲートキーパーの役割
		サポートし、その体制(子ども食堂を支える	を担ってもらえる)
		フードバンク事業の体制整備含む。) を構築	
		する業務を彦根市社会福祉協議会に委託し実	
		施します。	

担当課	事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点
子ども・	彦根市『いい場所づく	子どもが食事や学びを共にすることでふれあ	子どもが安心して気軽
若者課	り』事業補助金	いや地域との交流を図れる場、課題を抱え地	に立ち寄ることのでき
		域とのつながりが閉ざされている子どもが一	る地域の身近な居場所
		歩立ち寄れる場など、子どもが安心して気軽	(悩みを抱えた子ども
		に立ち寄ることのできる地域の身近な居場所	を把握する、関係職員に
		(学べる場等)を定期的に開催する事業へ彦	ゲートキーパーの役割
		根市と社会福祉協議会が協働で補助します。	を担ってもらえる)
子ども・	ふれあいの館管理運営	児童の健全育成を図るため、児童の遊びや学	子どもや親の居場所(悩
若者課	事業	びを指導する者を配置し、各種の行事や事業	みを抱えた親を把握す
	子どもセンター管理	を開催する。また、地域における子育て支援	る、関係職員にゲートキ
	運営事業	の充実を図るため、地域子育て支援拠点(き	ーパーの役割を担って
	東山児童館運営事業	らきらひろば、チャチャチャひろば)や子育	もらえる)
		てひろばを開設し、家庭での保育を支援しま	
		す。	
社会福祉課	地域福祉ふれあい事業	住民相互の交流による孤立の防止や誰もが気	孤立を防ぐことで、自殺
		軽に集える居場所づくりなどを目的とした事	のリスクを軽減できる。
		業を行います。(社会福祉協議会への補助お	
		よび委託により実施)	

(3) 妊産婦・子育てをしている保護者への支援の充実

担当課	事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点
子育て	ひとり親家庭自立支援	ひとり親家庭を支援するための相談、情報提	ひとり親家庭等を支援
支援課	事業	供、支援を実施します。	(自立に向けた支援を
			行う中で子どもやその
			家庭が抱える問題を把
			握する機会となる。)
子育て	家庭児童相談室運営	子どものことをはじめとする家庭内の悩み	子育て等家庭内の悩み
支援課	事業	(育児不安、児童虐待など) について、窓口や	についての相談を受け
		専門電話での相談を受けるほか、必要に応じ	る中で、自殺リスクのあ
		て訪問活動をするなどの支援を行います。	る人に気づき、必要な相
			談支援につなげる。

担当課	事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点
健康推進課	子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育で期に渡り支援が必要な妊産 婦およびその家族に対し、地区担当保健師が 継続的に関わり、必要な支援、関係機関との 連携を行います。	妊婦と関わる中で、自殺のリスクとなる問題があれば、関係機関につなげる等、自殺対策をふまえた対応ができる。
健康推進課	乳児家庭全戸訪問事業	全戸訪問により、育児状況や生活状況を確認 し、支援が必要な家庭を把握し、支援が必要 な家庭については地区担当保健師と連携し、 支援を行います。	民生委員による訪問の 実施により、問題を抱え ながらも支援につなが っていない家庭を把握 し、支援先につなげるな どアウトリーチの機会 になる。情報提供や必要 な支援につなげる。
健康推進課	新生児・ハイリスク 訪問	新生児や産科医療機関からハイリスク連絡があった母子に対し、助産師又は地区担当保健師が訪問し、支援を行います。訪問時に「エジンバラ産後うつ病質問票」を実施し、産後うつ等で支援が必要な場合、専門医療機関へつないだり、継続的な支援を行います。	産後うつ等、乳幼児を抱えた母親の抱えがちな自殺リスクに気づき、関係機関につなげるなど、自殺対策を踏まえた対応の強化が図れる。
健康推進課	産後ケア事業	育児不安が大きい産後 6 か月未満の母が、産 科の医療機関で休息と必要な支援を受けることで、育児負担の軽減と必要な場合は精神科、 心療内科等につなぐことで自殺のリスクの軽 減を図ります。	産後の身体的回復や育児に不安がある人等、放っておくと自殺のリスクの高まる危険性がある人に対して、必要な支援を行う。
健康推進課	親子グループミーティ ング事業 ぴよぴよサロン	親子グループミーティング事業やぴよぴよサロンを実施し、保護者の育児力をつけるとともに、保護者間の交流を図ることで、育児への孤立感を解消し、安心して子育てができるよう支援します。	親同士のつながりを促進することで、孤立や育児不安を解消し、自殺のリスクを軽減することができる。

担当課	事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点
子ども・	ファミリー・サポートセ	1市4町の委託事業として、NPO 保育サービ	会員を対象にゲートキ
若者課	ンター運営事業	スドリームが提供会員と依頼会員によるファ	ーパー研修を行うこと
		ミリーサポートセンターにおいて、育児援助	で、自殺のリスクのある
		にかかる相互の調整や、講習会や交流事業、	人に気づき、必要な支援
		広報誌の発行を行います。	につなぐ役割を担える。
子ども・	地域子育て支援拠点	地域における子育て支援の充実を図るため、	子育て中の親の不安を
若者課	事業	地域子育て支援拠点を開設し、子育て相談や	軽減することで、自殺の
		子育て講座などを実施して家庭での保育を支	リスクを軽減すること
		援します。	ができる。
		きらきらひろば (子どもセンター) 、まんまる	
		ひろば (ビバシティ彦根)、チャチャチャひろ	
		ば(東山児童館)の3か所があります。	
子ども・	さくらひろば	子ども・若者課に専任職員(保育士等)を配置	子育て中の親の不安を
若者課	子育てサポーターの養	し、育児不安の解消を図るための相談窓口の	軽減することで、自殺の
	成	開設や子育てひろば(さくらひろば・毎週水	リスクを軽減すること
	相談支援・情報提供	曜日の午前中)を開催するとともに、子育て	ができる。
		情報の把握と提供(子育てガイドブックの発	
		行・彦根市ホームページ等での情報提供)、子	
		育てサポーターの養成等を行う。	
子ども・	すくすく・のびのび教室	地区公民館等において、子育ての学習機会や	子育て中の親子の孤立
若者課	わいわいひろば	地域で親同士が交流する機会を提供し、とも	化を予防することで、自
		に学び合うことで、子育て中の親子の孤立化	殺のリスクを軽減でき
		を予防するなどの支援を行います。	る。
彦根市社会	ベビー&キッズ用品、	子供服や育児用品、学用品等のリユースの場	リユースを通して、子育
福祉協議会	学用品のリユース事業	を設け、必要としているものが必要としてい	てに必要なものが届く
		る人へ届く仕組みづくりを進めます。	とともに、親子同士のつ
			ながりの場となる。
	<u> </u>		

(4) 自殺未遂者への支援

担当課	事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点
障害福祉課	自殺未遂者ネットワー	自殺予防につながる地域の連携、支援体制の	自殺未遂者が再企図を
	ク会議	構築について、関係機関と協議し、ネットワ	おこさないよう、支援す
		ークづくりを行います。	る仕組み・ネットワーク
			づくりを行う。
障害福祉課	自殺未遂者支援事業	自殺未遂者の再企図を防止するため、様々な	自殺未遂者が再企図を
		困難や苦痛を抱えた自殺未遂者に対し、地域	おこさないよう、相談や
		での相談窓口の紹介や各関係機関が連携して	支援につなぐ。
		必要な支援を行います。	
		湖東圏域における自殺未遂者支援事業によ	
		り、自傷行為で救急告知病院に救急搬送、受	
		診された人について、看護師や医療ソーシャ	
		ルワーカーが、地域における相談窓口として	
		障害福祉課を紹介し、同意が得られた人に障	
		害福祉課の保健師が相談に応じます。また、	
		必要に応じて精神科医療機関や適切な相談窓	
		口につなぎます。	
障害福祉課	こころの相談支援事業	うつ状態に陥っている人や自殺未遂者、自殺	自殺のリスクの高い人
		する危険性が高い人およびその家族、自死遺	の身近な地域の相談窓
		族などからの相談に応じ、必要な情報の提供、	口となる。
		医療機関受診のために必要な援助を行いま	
		す。(地域生活支援支援センターまなに委託	
		して実施)	

(5) 遺された人への支援

担当課	事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点
障害福祉課	自死遺族の相談先の	自死遺族の会「凪の会おうみ」やその活動で	自死遺族が相談しやす
	周知、情報提供	ある「わかちあいの会」についての情報や、各	いように、広く相談機関
		種相談先の情報等、自殺対策の関連情報をホ	の情報提供をする。
		ームページや広報に掲載することで、自死遺	
		族への情報周知に努めます。	

		現状値	目標値
主な施策分野	指標の内容	(平成 29 年度)	(平成 35 年度)
		(2017年度)	(2023 年度)
【基本施策 4】 生きることの促進要 因への支援	この1か月に不満、悩みなどによるストレスがあったと感じている人の割合『※滋賀の健康・栄養マップ調査【平成27年度(2015年)】』	男性 69.7% 女性 73.2%	男性 60%以下 女性 63%以下

【基本施策 5】児童生徒の SOS の出し方に関する教育

自殺の背景にあるとされる様々な問題に直面した際、それらへの対処方法や支援先に関する情報を早い時期から身に付けておくことが重要です。そこで、地域の関係者等と連携しつつ、児童・生徒が社会において直面する様々な困難やストレスへの対処方法を身に付けるための教育(児童生徒のSOSの出し方に関する教育)の実施に向けた環境作りを進め、将来的な自殺リスクの低減を図ります。

(1) SOS の出し方に関する教育の実施に向けた体制の整備

担当課	事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点
学校教育課	SOS の出し方に関する	教職員への研修の機会を通して、若者の自殺	教職員が児童生徒の
	教育の実施に向けた体	の実態や児童生徒の実態および抱え込みがち	SOS の出し方に関する
	制の整備	な自殺リスク、SOS の出し方に関する教育等	教育について理解する
		の情報を提供することで、教職員の理解の促	とともに、児童生徒の
		進を図ります。	SOS をキャッチできる
			ようになり、将来的な自
			殺リスクの低減を図り
			ます。
学校教育課	SOS の出し方に関する	SOS の出し方に関する教育について、国の動	児童生徒の SOS の出し
	教育の実施に向けた体	向や県からの情報を踏まえつつ、彦根市での	方に関する教育の実施
	制の整備	取組について、関係機関と検討していきます。	に向けた環境作りを進
			め、将来的な自殺リスク
			の低減を図ります。

(2) 生徒からの SOS に対応する受け皿の整備

担当課	事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点
学校教育課	いじめ問題対策連絡	いじめ防止対策推進法第14条第1項の規定	協議会の中で、いじめ問
	協議会等運営事業	に基づき、いじめ防止等に関する施策の適切	題と自殺リスクの関係
		な実施および評価を行い、関係する機関およ	やその対応方法につい
		び団体との連携を図るため、「彦根市いじめ	て情報提供することで、
		問題対策連絡協議会条例」を制定している。	自殺リスクに気づき、必
		この条例により「彦根市いじめ問題対策連絡	要な支援につなぐこと
		協議会」を設置し、連絡協議会は、年間3回程	ができる。
		度開催している。	
学校教育課	不登校対策事業	不登校など、様々な問題を抱える児童生徒お	様々な問題を抱える児
		よびその家族に対して、専門的な知識・経験	童生徒およびその保護
		を有する「スクールカウンセラー」「スクール	者は、自殺リスクを抱え
		ソーシャルワーカー」 を市内の学校に派遣し、	ている可能性がある。ス
		相談の実施、関係機関との連携を図る等の対	クールソーシャルワー
		応を行います。	カーによる関係機関と
			連携した支援は、自殺リ
			スクの軽減につながる。
教育研究所	ともづなカウンセリン	不登校をはじめとする様々な学校不適応の未	不登校の子どもやその
	グ事業	然防止と早期対応のため、「訪問教育相談員」	家族は様々な問題や自
		を市内各幼小中学校園に配置したり、「とも	殺リスクを抱えている
		づな教育相談」を実施して、幼児児童生徒や	可能性もある。そうした
		保護者に対してきめ細かな相談援助にあたり	リスクに対して、訪問教
		ます。	育相談員やともづな教
			育相談等と連携するこ
			とで、きめ細かな相談援
			助ができる。
教育研究所	悩みの相談活動事業	18才未満の児童生徒やその保護者から、学	学校以外の場で相談で
		校生活の悩みや子育ての不安等について電話	きる場を提供すること
		相談に応じます。	で、気軽に相談でき、問
			題の解決を図れる。
子ども・ 若	彦根市子ども・若者支援	『彦根市子ども・若者支援ガイドブック』や	子ども・若者を支援する
者課	ガイドブックの作成	『子どもたちの学びと育ち応援ガイドブッ	ための相談窓口や支援
		ク』を発行し、ニート・ひきこもり等社会生活	機関についての情報提
		が困難な子ども・若者を支援するための相談	供ができる。
		窓口や支援機関、支援施策等の情報提供を行	
		います。	

担当課	事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点
保健体育課	子ども見守り活動推進	子どもたちの安全な生活を守るため、学校、	見守りを行う中で子ど
	事業	関係機関、地域関係団体等が連携し、子ども	もの SOS をキャッチ
		の見守り活動を行います。	し、支援に繋げることが
			できる。

		現状値	目標値
主な施策分野	指標の内容	(平成 29 年度)	(平成 35 年度)
		(2017年度)	(2023年度)
【基本施策 5】 児童生徒の SOS の 出し方に関する教育	県等が実施する教職員向けの自殺に関する研修 への受講学校数	_	5年間のうちに 全小中学校が受講

4. 3つの重点施策

【重点施策1】 高齢者の自殺対策の推進

本市における過去 5 年間【平成 24 年 (2012 年) ~平成 28 年 (2016 年)】の自殺者数 120 人のうち、50 人が 60 歳以上の人によって占められています。また自殺死亡率をみてみると、本市の 60 歳代、80 歳代の男性、女性ともに全国の平均値を上回っています。

高齢者は病気や死別、孤立などをきっかけに、閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、複数の問題を抱え込み、結果的に高齢者の自殺リスクは急速に高まることがあります。そのため、自殺リスクの高い高齢者の早期発見・早期支援が必要です。

また今後、高齢化がさらに進むことで、介護に関わる悩みや問題も一層増えると考えられます。さらには、ひきこもり状態が長期化し、本人と親が高齢化し、支援につながらないまま社会から孤立してしまうというように、高齢者だけでなく、家族や世帯に絡んだ問題も増えつつあります。

そこで、高齢者支援に関する情報を高齢者本人や支援者に対して発信し、高齢者を支える家族や介護者等への支援を推進します。加えて、高齢者一人ひとりが生きがいと役割を実感することのできる地域づくりを目指して、高齢者への「生きることの包括的な支援」を推進していきます。

(1) 包括的な支援のための連携推進

担当課	事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点
医療福祉	地域包括支援センター	高齢者の総合相談、権利擁護、包括的・継続的	地域の高齢者が抱える
推進課	運営事業	ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメン	問題や自殺リスクの高
		トを実施し、地域の支援体制づくりなどを行	い人の情報等を把握し、
		います。地域の高齢者が抱える問題や自殺リ	関係者間での連携強化
		スクの高い人の情報等を把握し、関係者間で	する。自殺対策のことも
		の連携強化します。	念頭に置いて高齢者向
			けの総合相談、権利擁
			護、包括的・継続的ケア
			マネジメント、介護予防
			ケアマネジメントを実
			施し、地域の支援体制づ
			くりなどを行う。
医療福祉	生活支援体制整備事業	社会福祉協議会に委託し、中学校圏域ごとに	自殺対策のことも念頭
推進課		第 2 層生活支援コーディネーターを配置し、	に置いて、高齢者を地域
		地域での社会資源の把握、資源開発を高齢者	が支えあう仕組みづく
		を支える地域の支えあいの仕組みづくりを通	りを行う。
		じて行います。	

(2) 地域における要介護者に対する支援

担当課	事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点
医療福祉	認知症総合支援事業	認知症になっても本人の意思が尊重され、住	認知症の家族にかかる
推進課		み慣れた地域で安心して暮らし続けられるた	負担は大きく、介護の中
		めに、認知症初期集中支援チームが本人やそ	で自殺リスクが高まる
		の家族に早期に関わり、早期診断とその対応	危険がある。本人および
		に向けた支援を行います。	家族への支援をするこ
		また、本人やその介護者の精神的な負担を軽	とで、自殺リスクの軽減
		減するために、同じ経験を持つ支援者の情報	が図れる。
		提供を行います。	
		さらに認知症サポーター養成講座や認知症家	
		族の会「ほっこり」の支援を行います。	

担当課	事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点
医療福祉	介護予防・生活支援	要支援者などを対象に、介護予防を目的とし	要介護状態になった人
推進課	サービス事業	て、日常生活上の支援や機能訓練、閉じこも	は、今後の生活の不安や
		り予防等の通所および訪問の介護予防サービ	孤立を感じていると思
		スを提供します。	われる。介護予防サービ
			スを提供することで、不
			安を軽減、孤立の防止と
			なり、自殺のリスクの軽
			減が図れる。
彦根市社会	なんでも相談会	高齢者や障害者、およびその家族等が抱える	自殺のリスクとなる
福祉協議会		様々な困りごとについて、専門職が総合的に	様々な問題についての
		相談を受け、支援に繋ぐことで自殺リスクの	相談の機会を通じて、支
		軽減を図ります。	援に繋げることで、自殺
			対策につながる。

(3) 高齢者の健康不安に対する支援

担当課	事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点
医療福祉	一般介護予防事業	介護予防普及啓発のための地域に出向いて、	自殺の要因の一つであ
推進課		うつ予防や閉じこもり予防等について出前講	るうつや閉じこもりに
		座を実施し、啓発を図ります。	ついて、出前講座の中で
			啓発することで、自殺リ
			スクの軽減が図れる。

(4) 社会参加の促進支援と孤独・孤立の予防

担当課	事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点
医療福祉	一般介護予防事業	各種介護予防事業を通して、参加者同士の交	高齢者の孤立の防止、居
推進課		流等、高齢者の生活機能の向上に向けた各種	場所づくりを通じて、自
		活動を実施し、高齢者が地域で元気に生活で	殺リスクの軽減が図れ
		きるように支援します。	る。

担当課	事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点
介護福祉課	老人クラブ活動助成	高齢者の健康増進や地域での仲間づくり、生	独居や寝たきり老人へ
	事業	きがいの獲得や社会参加を進めます。	の訪問・見守りを通じ
		友愛活動で独居や閉じこもりがちな高齢者宅	て、自殺リスクの早期発
		を訪問し、声かけや傾聴活動を実施します。	見ができる。
介護福祉課	シニアサポーターズ	シルバー人材センターに委託し、社会貢献が	独居や寝たきり老人へ
	クラブ	したい高齢者と、困りごとがあって手助けし	の訪問・見守りを通じ
		てほしい高齢者等を結びつけることによっ	て、自殺リスクの早期発
		て、地域の人の困りごとを解決します。	見ができる。

(5) 生活不安を抱える高齢者に対する生活支援

担当課	事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点
社会福祉課	民生委員児童委員事務	民生委員・児童委員による地域の相談活動や	地域で困難を抱えてい
		見守り活動を通じて、一人暮らしの不安、介	る人に気づき、適切な相
		護についての困りごと、子育て上の不安等	談機関につなげること
		様々な問題を抱えた対象者の早期発見と対応	ができる。
		に努めます。	
清掃センタ	高齢者・障害者対象の戸	ひとりではゴミ出しが難しい高齢者等に対し	定期訪問による安否確
_	別訪問によるごみ出し	て、ゴミ出しの代行等の支援を行います。	認によって高齢者等の
	支援		孤立の防止、自殺リスク
			の早期発見ができる。
介護福祉課	権利擁護サポート	認知症高齢者や障害者が住み慣れた地域で安	事業のなかで、自殺リス
障害福祉課	センター運営事業	心して暮らしていけるよう、成年後見制度な	クの高い人をキャッチ
		どを活用して、様々な関係者が連携し、その	し、支援につなげる機会
		人らしい暮らしを送る権利を守るための支援	となる。
		を行います。	
介護福祉課	成年後見制度利用支援	認知症、知的障害または精神障害があり十分	事業のなかで、自殺リス
障害福祉課	事業	な判断ができず、かつ身寄りのない高齢者に	クの高い人をキャッチ
		対して、財産の管理や福祉サービスの利用契	し、支援につなげる機会
		約などを行う成年後見人が市へ申し立て る を	となる。
		行い、権利や財産を守る支援を行います。	

		現状値	目標値
主な施策分野	指標の内容	(平成 29 年度)	(平成 35 年度)
		(2017年度)	(2023 年度)
【重点施策1】	00 告以 1 6 言於 7 6 白邓亚士克(10 丁牡)		
高齢者の自殺対策の	80歳以上の高齢者の自殺死亡率(10万対)	男性 59.0	男性 50.2 以下
推進	【平成 25 年 (2013 年) ~平成 29 年 (2017 年)	女性 24.1	女性 20.5 以下
	合算】		

【重点施策2】 生活困窮者支援と自殺対策の推進

本市において、「経済・生活問題」を理由とした自殺者数は、過去5年間【平成24年(2012年)~平成28年(2016年)】で40人に上ります。また、自殺者を職業別に見てみると、男女ともに、失業者とその他無職者で占める割合が、およそ3割となっています。

生活困窮は「生きることの阻害要因」の一つであり、生活困窮の背景には、傷病や障害、介護、虐待、失業、多重債務など、多様な問題を複合的に抱えることが多くあり、自殺のリスクを高める要因となります。そのため、経済的な支援に加えて、就労支援等様々な分野の関係者が共同し、取組を進めることで、生活困窮者を包括的に支援していく必要があります。また、生活困窮者支援は、生活困窮者自立支援担当部門と自殺対策担当部門の連携が求められており、関係部局が連携しながら包括的な生きる支援を図っていきます。

(1) 相談支援体制の強化

担当課	事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点
社会福祉課	自立相談支援事業	暮らしや仕事等の生活面で困っている人に対	生活困窮に陥っている
		し、早期の段階から様々な支援を提供すると	人と自殺リスクを抱え
		ともに、庁内連携や関係機関との連携を行い	る人は、抱えている課題
		ます。特に、自殺対策担当課と連携し、自殺リ	や必要な支援が重複し
		スクを抱える人や自殺に追い込まれる恐れの	ている。そのため、自立
		ある人について、早期に関わり、相談支援を	相談支援事業と自殺対
		行うことで、自殺予防を図ります。	策事業の連動性を高め
			る必要がある。

担当課	事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点
社会福祉課	我が事・丸ごとの地域づ	「福祉まるごと連携」の推進に向け、複合的	相談対応や課題の解決
彦根市社会	くり推進事業	な課題を抱える個人・世帯の困りごとや相談	に向けたネットワーク
福祉協議会		を受け止め、多職種・多機関連携のネットワ	や仕組みを構築するこ
		ークにより、課題の解決を図っていくための	とで、自殺対策を含む
		体制や仕組み作りに取り組みます。	様々な課題に対応でき
			る。

(2) 生活困窮を抱えたハイリスク者に対する個別支援

担当課	事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点
保険料課	国民健康保険事業	保険料の納付相談等において、生活や収入状	保険料を滞納している
	介護保険事業	況の聞き取りを行い、生活困窮が認められる	人で、生活困窮を抱えて
	後期高齢者医療事業	際は各種相談窓口につなぐ等の対応を行いま	いる場合、各種相談窓口
		す。	につなぐことで、自殺リ
			スクの軽減につながる。
上下水道	上下水道料金徴収事業	上下水道料金について、疾病、失業等の理由	上下水道料金の滞納し
業務課		で納付困難な住民に対して、生活状況等を聴	ている人で、生活困窮を
		取した上で、納付方法等の相談に応じます。	抱えている場合、各種相
		また、様々な生活上の問題を抱えている場合、	談窓口につなぐことで、
		各種相談窓口につなぐ等の対応を行います。	自殺リスクの軽減につ
			ながる。
建築住宅課	市営住宅維持管理事業	市営住宅の入居について、住宅困窮者に対し	住居は基本的な生活基
		て優先的に入居できるよう調査を行ったり、	盤であり、その確保が不
		低廉な家賃で住宅を提供するなど、住宅困窮	安な場合、自殺リスクを
		者への支援を行います。	高めることになりかね
			ない。事業を通じて、必
			要な相談窓口等につな
			ぐことができる。
社会福祉課	住居確保給付金	住居確保給付金、一時生活支援事業、子ども	経済的支援だけでなく、
	一時生活支援事業	の学力向上支援事業、就労準備支援事業およ	就労や住居の確保、学習
	子どもの学力向上支援	び家計相談支援事業の各事業の実施に加え、	支援等により包括的な
	事業	庁内各課との情報共有や連携を行い、包括的	支援を行い、自殺のリス
	就労準備支援事業	かつ継続的な支援を行います。	クを軽減する。
	家計相談支援事業		

担当課	事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点
社会福祉課	生活保護各種扶助	生活保護各種扶助や就労準備支援事業、保護	生活保護受給者の相談・
	(生活・住宅・教育・介	施設への入所など生活保護受給者に対して必	支援を通じて、自殺リス
	護・医療・出産・生業・	要な支援を行うとともに、ケースワーカーに	クの高い人や家族に気
	葬祭)	よる面接等を通じて状況を把握し、庁内各課	づき、適切な支援につな
	生活保護(就労準備支援	や関係機関と連携して支援を行います。	<.
	事業)		生活を安定させること
	生活保護(保護施設)		で、自殺のリスクを軽減
			できる。
彦根市社会	生活福祉資金	低所得世帯や障害者または高齢者がおられる	経済的な支援や必要な
福祉協議会		世帯に対し、資金の貸し付けと必要な相談支	支援につなぎ、低所得者
		援を行うことで安定した生活が送れるように	等の生活を安定させる
		します。あわせて、関係機関と連携を図って、	ことで、自殺リスクを軽
		必要な支援に繋ぎます。	減できる。
彦根市社会	フードバンクひこね	不要となった食材を回収・保管し、こども食	 生活困窮者等への食糧
福祉協議会		堂等食を通した地域の居場所づくり活動や生	支援を通して、支援を行
		活困窮者への支援を行っている団体・個人に	い、生活を安定させるこ
		提供し、こどもや生活困窮者への支援を行い	とで自殺リスクの軽減
		ます。	につながる。

		現状値	目標値
主な施策分野	指標の内容	(平成 29 年度)	(平成 35 年度)
		(2017 年度)	(2023 年度)
【重点施策2】 生活困窮者支援と自 殺対策の推進	自殺の原因・動機「経済・生活問題」の人数 【平成 25 年 (2013 年) ~平成 29 年 (2017 年) 合算】	27 人	22 人以下

【重点施策3】 勤務問題に関わる自殺への対策の推進

本市の過去 5 年間【平成 25 年 (2013 年) ~平成 29 年 (2017 年)】の自殺者数 120 人を職業状況 別に見ると、有職者は 37 人で、その内訳は「自営業・家族従事者」が 8 人、「被雇用者・勤め人」が

29人となっています。

有職者の自殺の背景に、職場での人間関係、過重労働や長時間労働、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント、転勤や異動等の環境変化、退職や失業に伴う生活困窮や多重債務等の問題が発生し、最終的に自殺のリスクが高まるケースは少なくありません。勤務上の悩みを抱えた人が適切な相談先・支援先につながれるよう相談体制の強化や窓口情報の周知を図るとともに、自殺リスクを生まないような労働環境を整備することも必要です。

(1) 勤務問題による自殺リスクの低減に向けた相談体制の強化

担当課	事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点
障害福祉課	彦根総合労働相談	労働に関わる問題(解雇・労働条件・配置転	労働に関わる問題につ
等	コーナーとの連携	換・賃下げ・セクハラなど)を抱える市民の相	いて相談し、支援につな
		談窓口である彦根総合労働相談コーナー(彦	がることで自殺リスク
		根労働基準監督署内)と連携し、必要な相談	を軽減することができ
		や支援に繋ぎます。	る。
社会福祉課	我が事・丸ごとの地域づ	「福祉まるごと連携」の推進に向け、複合的	相談対応や課題の解決
彦根市社会	くり推進事業	な課題を抱える個人・世帯の困りごとや相談	に向けたネットワーク
福祉協議会		を受け止め、多職種・多機関連携のネットワ	や仕組みを構築するこ
		ークにより、課題の解決を図っていくための	とで、自殺対策を含む
		体制や仕組み作りに取り組みます。	様々な課題に対応でき
			る。
彦根市社会	心配ごと相談	あらゆる悩みや困りごとの相談を受け、関係	自殺のリスクとなる
福祉協議会		機関と連携を図り、必要な支援に繋ぎます。	様々な問題についての
		また、法律相談が必要な場合は、無料法律相	相談の機会を通じて、支
		談につなぎ、より専門的な相談支援を行いま	援に繋げることで、自殺
		す。	対策につながる。

(2) 勤務問題の現状や対策についての周知・啓発活動の強化

担当課	事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点
人権政策課	企業訪問	人権問題の啓発のため実施している企業訪問	企業に対し、人権問題を
		の際、メンタルヘルスの向上にむけて様々な	切り口にして、情報提供
		情報を提供するとともに、各事業所内で問題	を行うことで、自殺予防
		を抱えた従業員がいる場合には、適切な支援	の啓発を図ることがで
		に繋げるための相談窓口等の情報提供を行い	きる。
		ます。	

担当課	事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点
彦根商工	彦根商工会議所会報誌	彦根商工会議所が発行する広報誌等を通じ	彦根商工会議所と連携
会議所	を通じての啓発活動	て、3月の自殺対策強化月間や9月の自殺予	し、市内の事業所にメン
障害福祉課		防週間にあわせて、労働者のメンタルヘルス	タルヘルスについて啓
		の保持に関する啓発や相談先の周知等を行い	発や相談先の周知を行
		ます。	うことで、自殺予防を図
			ることができる。
稲枝商工会	稲枝商工会を通じての	稲枝商工会を通して、稲枝地区の事業所に啓	稲枝商工会と連携し、市
障害福祉課	啓発活動	発紙を配布し、労働者のメンタルヘルスの保	内の事業所にメンタル
		持や相談先の周知等を行います。	ヘルスについて啓発や
			相談先の周知を行うこ
			とで、自殺予防を図るこ
			とができる。
111-14-42 A		************************************	ツ (4) - 日 ナ フ + ロ = ル 内 ロ
地域経済	相談窓口の啓発	滋賀県内の労働に関する相談窓口等につい	労働に関する相談窓口
振興課		て、ホームページに掲載し、周知を図ります。	を周知することで、相談
			につながり、自殺リスク
			の軽減につながる。

		現状値	目標値
主な施策分野	指標の内容	(平成 29 年度)	(平成 35 年度)
		(2017 年度)	(2023 年度)
【重点施策3】 勤務問題に関わる自 殺への対策の推進	関係機関における広報誌等での啓発	П	3 回/年以上

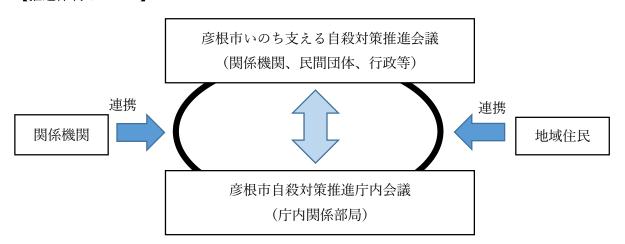
第4章 自殺対策の推進体制

自殺対策は、市民・地域・関係機関・民間団体・企業・学校・行政等がそれぞれの役割を果たし、相互に連携・協働して取り組むことが必要です。彦根市では、関係機関、民間団体、行政等で構成する「彦根市いのち支える自殺対策推進会議」を設置し、連携強化を図るとともに、自殺対策を総合的・効果的に推進できる体制を整えます。

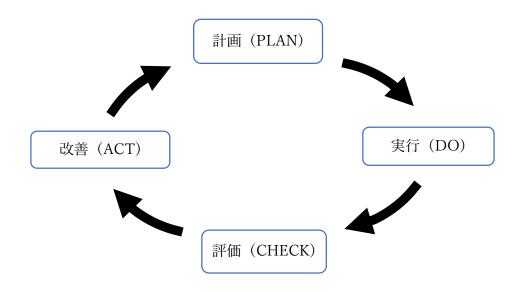
また、庁内での自殺対策を推進するため、関係部局が参画する「彦根市自殺対策推進庁内会議」を 設置し、計画の進行管理をするとともに、関連施策との有機的な連携をはかり、計画にそった事業・ 取組を行います。

各事業・取組については、本計画の主な評価指標を別表のとおりとし、PDCA サイクルによる進行 管理のもと、「彦根市自殺対策推進庁内会議」において、施策の進行状況の把握、点検を行い、「彦根 市いのち支える自殺対策推進会議」で、進行状況を評価し改善していきます。

【推進体制イメージ】



【PDCA サイクルのイメージ】



(別表) 評価指標

主な施策分野	指標の内容	現状値 (平成 29 年度) (2017 年度)	目標値 (平成 35 年度) (2023 年度)
【基本施策 1】 地域におけるネットワ ークの強化	彦根市いのち支える自殺対策推進会議の開催回数	_	年1回以上
【基本施策2】 自殺対策を支える人材 の育成	ゲートキーパー研修開催回数	市民 1回様々な職種 2回	市民 3回様々な職種 5回
【基本施策 3】 市民への自殺問題の啓 発と支援情報の周知	睡眠による休養を十分とれていない 人の割合の減少『※滋賀の健康・栄養 マップ調査【平成 27 年度(2015 年 度)】』	男性 27.1% 女性 28.9%	男性 23%以下 女性 24%以下
【基本施策 4】 生きることの促進要因 への支援	この 1 か月に不満、悩みなどによる ストレスがあったと感じている人の 割合『※滋賀の健康・栄養マップ調査 【平成 27 年度(2015 年度)】』	男性 69.7% 女性 73.2%	男性 60%以下 女性 63%以下
【基本施策 5】 児童生徒の SOS の出し 方に関する教育	県等が実施する教職員向けの自殺に 関する研修への受講学校数	_	5 年間のうちに 全小中学校が受講
【重点施策1】 高齢者の自殺対策の推 進	80歳以上の高齢者の自殺死亡率(10万対) 【平成25年(2013年)~平成29年(2017年)合算】	男性 59.0 女性 24.1	男性 50.2 以下 女性 20.5 以下
【重点施策2】 生活困窮者支援と自殺 対策の推進	自殺の原因・動機「経済・生活問題」 の人数【平成 25 年 (2013 年) ~平 成 29 年 (2017 年) 合算】	27 人	22 人以下
【重点施策3】 勤務問題に関わる自殺 への対策の推進	関係機関における広報誌等での啓発	_	3 回/年以上